

## 淡路島を震源とする地震被害への緊急対策について

淡路地域を中心に被害をもたらした地震災害について、被災者への生活支援や産業の早期復旧等を支援するため、既定経費を活用し、以下の緊急対策を講じる。

- 1 被災者支援対策
- 2 産業・農業対策
- 3 風評被害対策

なお、公共施設等の災害復旧については、今後の被災状況調査を踏まえ所要の措置を講じる。

### 1 被災者支援対策

#### (1) 見舞金

29百万円

災害援護金の支給対象を一部損壊(損害割合10%以上)に拡充【担当課：社会援護課】

住家に半壊以上の被害を受けた世帯の世帯主及び重傷の被災者等に対して支給する災害援護金の被害の対象を、床上浸水に相当する一部損壊に拡充

支給対象者 自然災害により一部損壊(損害割合10%)以上の被害を受けた世帯主及び重傷の被災者

支給額及び支給見込数

被害の種別	支給額	支給見込数
住家の全壊	1世帯20万円	0件
住家の半壊	1世帯10万円	31件
住家の床上浸水 または一部損壊 (損害割合10%以上)	1世帯5万円	500件
重傷の被災者	1人3万円	6人

(注) 重傷の被災者とは、災害によって1か月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民

## 参考

フェニックス共済制度加入者への見舞金の支給【担当課：復興支援課】 7百万円  
フェニックス共済制度への信頼感を高め、制度の認知度向上を図るため、被災した加入者に見舞金を支給

支給対象者 住宅再建共済加入者（\*家財再建共済のみの加入者は対象外）  
支給額及び支給見込数

被害の種別	支給額	支給見込数
一部損壊の損害割合が10%以上20%未満	1件 5万円	98件
上記以外の一部損壊	1件 5千円	390件

### (2) 住宅支援

ひょうご住宅災害復興資金（ひょうご住宅災害復興ローン）の貸付及び金利負担の軽減【担当課：住宅政策課】

地震被害からの早期復旧と新たな災害に備えるため、小規模な一部損壊にも対応できるように住宅復興融資を実施

貸付対象者 半壊、一部損壊の被害を受けた被災者で、住宅の補修を行う者  
資金用途 被災した住宅の補修  
貸付額 10万円以上400万円以内  
貸付利率 1～5年目：無利子  
6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率  
貸付期間 10年以内  
受付期間 平成26年4月まで

## 2 産業・農業対策

### (1) 中小企業支援

経営円滑化貸付（災害復旧枠）の適用及び金利負担の軽減【担当課：地域金融室】

融資対象者 事業所等に被害（事業用資産(機械、原材料、商品等)への被害を含む）を受け「り災証明書」の交付を受けた者（通常は売上の減少等が要件）  
資金用途 災害復旧に必要な設備資金又は運転資金（通常は運転資金のみ）  
融資限度額 1億円  
融資利率 1.15% 1～3年目：無利子、4年目以降：1.15%  
融資期間 10年以内（うち据置2年以内）  
適用期間 平成25年9月30日融資実行分まで

特別相談窓口の設置【担当課：地域金融室】

産業労働部地域金融室及び淡路県民局に、今回の地震に係る相談窓口を設置。また兵庫県信用保証協会にも相談窓口を設置し、制度融資等に関する相談を実施

(2) 農業者支援

美しい村づくり資金（災害資金）の償還期間の延長及び金利負担の軽減

【担当課：農林経済課】

被害を受けた農業者等に対して、償還期間を延長した上で、3年間の金利負担を軽減

償還期間 5年以内(うち据置1年以内) 7年以内(うち据置2年以内)

貸付利率 0.5% 1～3年目：無利子、4年目以降：0.5%

(注)無利子化に伴うJA等融資機関への支援割合：県2/3、市町1/3

(参考)美しい村づくり資金（災害資金）

区 分	内 容
貸付対象者	地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者（市町長の被害認定必要）
資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前6か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金
貸付限度額	個人 500万円 団体 1,000万円
担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

農業近代化資金の金利負担の軽減【担当課：農林経済課】

被害を受けた認定農業者等が借り受ける復旧に必要な資金について、3年間の金利負担を軽減

無利子化対象限度額 個人：1,800万円、法人、集落営農組織：3,600万円

貸付利率 0.9%(最大) 1～3年目：無利子、4年目以降：0.9%(最大)

(注)無利子化に伴うJA等融資機関への支援割合 県2/3、市町1/3

(参考)農業近代化資金（復旧に必要な資金）

区 分	内 容
貸付対象者	地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織（市町長の被害認定必要）
資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金
貸付限度額	個人 1,800万円 法人、集落営農組織 2億円
償還期間	15年以内（うち据置7年以内）

### 3 風評被害対策

#### (1) 緊急誘客促進

5百万円

「あわじ元気」緊急キャラバン隊の派遣【担当課：観光振興課】

観光業において風評被害が生じないように、元気な淡路の姿を県内外に発信するため、キャラバン隊を派遣する観光プロモーションを実施

日 程 4月20日(土)～

場 所 ア マスコミ各社

イ JR三ノ宮駅、JR大阪駅、JR京都駅、'13食博覧会・大阪

内 容 観光・宿泊施設の安全PRやイベント情報の発信

「あわじ元気」緊急対策事業の実施【担当課：観光振興課】

被災観光地の活性化と集客を図るため、観光関連団体が実施する情報発信事業として、広域緊急キャラバン隊の派遣を支援

日 程 4月下旬～

場 所 ひろしま菓子博2013、ひろしまフラワーフェスティバル  
九州地区を中心としたマスコミ各社、JR各駅

内 容 観光関連団体が実施する観光・宿泊施設の安全PRやイベント情報の発信

「あわじ元気」の情報発信【担当課：観光振興課】

「あわじ元気」冠付イベント等の実施

淡路地域で実施されるイベントに「あわじ元気」の冠を付けて、被災地の一体感を持たせ情報発信を実施

インターネットを活用した情報発信

県、淡路県民局、ひょうごツーリズム協会、淡路島観光協会のウェブページやフェイスブックを活用した情報発信を実施